



特集 都市景観を考える

都市景観とは

都市景観は、都市地域に残る自然や、建築物、歴史的遺産など、私たちの身の回りの多くの環境により総合的に形成されるものです。

そうした景観を守り、育て、創造することによって魅力あるまちづくりをめざしていくことが大切ですが、すぐれた景観は、そこに暮らす人々の理解と協力のもと、長期的な取り組みによりつくりあげられるものです。

そのため、茨城県では、例えば、住民参加による景観づくりとして、景観に配慮し自然と調和したまちづくりを目指して、都市景観セミナーを開催したり、うるおいのある景観づくりに貢献した方々を表彰する制度を設けるなど、県民の皆様と一緒に景観について考える機会をつくっています。

美しい茨城の景観づくりの推進

また、景観を守り育てるため、平成6年につくられた「茨城県景観形成条例」では、面積が2,000㎡を超える大規模な建築物をつくる際には、事前の届け出により、周辺景観との調和や敷地の緑化などに

ミニ知識「屋外広告の日」

S48.9.10、国会で屋外広告物法第8条に屋外広告業の届出についての規定が追加決定された。この日を記念して、(社)全日本屋外広告業団体連合会が設定している。

配慮していただくなど、美しい茨城の景観づくりを推進しています。

9月は「屋外広告物美化強調月間」です

この他、美しい景観をつくることをめざして、屋外広告物の規制を実施しています。

普段まちなかで目にするポスターや看板などの屋外広告物は、様々な情報を私たちに提供してくれますが、無秩序に表示されると、美しいまちなみや自然景観を損ねたりする恐れがあります。このため、県では屋外広告物条例により、設置してはいけない場所や広告の大きさの制限など、さまざまなルールを定めています。さらに、9月10日の「屋外広告の日」にちなんで、9月を「屋外広告物美化強調月間」と定め、市町村を中心に違反広告物の一斉撤去などを行っています。

県民の皆様とともに茨城らしい景観を創造していくために、これからも景観に関する取り組みについてのご意見をどしどしお寄せください。

(問い合わせ：茨城県土木部都市局都市計画課
都市行政G 029-301-4579)



日立駅前パティオモールの街並み

目次: CONTENTS

特集 都市景観を考える	1
<市町村探訪> うわさのこのまち-水戸市	2
まちづくり団体の取り組み～こんなことやってます～ -笠間市まちづくり教室	3
まちづくりアドバイザー派遣レポート 真壁町	4
お知らせコーナー -まちづくりシンポジウム2001開催のお知らせ	5